

## 再エネ等規制等総点検タスクフォースと各省間で主な未調整項目一覧

令和 3 年 6 月 3 日

再エネ等規制等総点検タスクフォース 事務局

黄色ハイライト=調整が整っていないもの

ハイライトなし=文言としてセットされているが、進め方や内容については特に引き続き議論が必要なもの

## 再生可能エネルギーの主力電源化の徹底及び最大限導入に向けた 3 原則の遵守

| 事項名                             | 規制改革の内容  | 実施時期                        | 所管府省  |
|---------------------------------|--|-----------------------------|-------|
| 再生可能エネルギーの最優先の原則                | <p>&lt;内閣府案&gt;<br/>再生可能エネルギーは、経済性、環境負荷、エネルギー自給、新しい雇用の創出などの観点から総合的に最も価値が高いために、大量導入が世界中で進行している。また、他電源と比較して社会的に許容度が高く、技術的な大きなブレークスルーも必要としない、2050年カーボンニュートラルを実現する最も現実的な解でもある。</p> <p>そのため、最も実現性の高い再生可能エネルギーの導入を他の電源やエネルギー源に先んじて進め、また、同エネルギーが他の電源やエネルギー源と対立する場合には、合理的な範囲内で、同エネルギーを優先するような規制・制度の在り方を追求する。</p>   | 同原則を次期「エネルギー基本計画」に明記することで措置 | 経済産業省 |
| ベースロードよりも柔軟性を重視したエネルギーシステム改革の原則 | <p>&lt;内閣府案&gt;<br/>再生可能エネルギー主力電源化の鍵を握る変動性再エネへの対応に向けては、電力システムの柔軟性（火力発電やバイオマス発電の出力調整運転、貯蔵機能を有する揚水発電や蓄電池の活用拡大、送電網の広域運用、デマンドレスポンスの拡充など）が重要であり、国際的にも、この柔軟性（Flexibility）という概念を重視する傾向となっている</p> <p>これまでは、ベース・ミドル・ピークといった電源区分の中で安定供給を維持してきたが、このような考え方は国際的には旧来のものであり、ベースロード重視では柔軟性に逆行する。今後消費の電化が進み、エネルギーシステム全体の脱炭素化が求められる中で、再エネ由来の水素エネルギーなども含む、エネルギーシステム改革という発想が不可欠であり、柔軟性を重視した規制・制度の在り方を追求する。</p> | 同原則を次期「エネルギー基本計画」に明記することで措置 | 経済産業省 |
| 公正な競争環境の原則                      | <p>&lt;内閣府案&gt;<br/>エネルギー分野において、多種多様なイノベーションが起きるためには、多数の新規参入者と既存事業者が市場において切磋琢磨することが不可欠である。</p> <p>しかし、電気事業だけでなく都市ガス事業</p>  | 同原則を次期「エネルギー基本計画」に明記することで措置 | 経済産業省 |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | でも法定独占が長く続いた中で、非対称規制を含む競争政策を強化しなければ、新規参入を増やし、健全な競争を起し、消費者の選択肢を増やすことはできない。そのため、本規制改革実施計画に記載する取組を徹底して実施するなど、電力市場における公正な競争環境を最優先で整備するような規制・制度の在り方を追求する。 |  |  |
|--|--|--|--|

### 再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた系統制約の解消

| 事項名                      | 規制改革の内容   | 実施時期                                 | 所管府省  |
|--------------------------|---|--------------------------------------|-------|
| 需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し | 需給制約による出力抑制時の優先給電ルールについては、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引下げ等を検討する。 | 令和3年内の可能な限り早い時期までに検討・結論、結論を得次第速やかに措置 | 経済産業省 |

### 再生可能エネルギー利用に係る需要家の選択肢の拡大

| 事項名   | 規制改革の内容  | 実施時期   | 所管府省  |
|---|--|--|-------|
| 「再エネ価値取引市場」の創設、非FIT再生可能エネルギー電源の同市場への統合、電源証明型証書への転換、需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、現行のFIT証書の最低価格の引下げ等 | <p>a RE100等の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能を切り離し、「再生可能エネルギー証書」として国際的に通用する形で取引できる市場（「再エネ価値取引市場」）を新たに創設する。</p> <p>b その際には、FIT電源だけでなく、非FIT再生可能エネルギー電源についても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。</p> <p>c 事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が重要であり、これらの情報が付随した証書（電源証明型）の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討し、速やかに結論を得ることを目指す。</p> <p>d 従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再エネ価値取引市場」を新たに創設して需要家等に開放する措置を検討し、速やかに措置する。</p> <p>e-1 現行のFIT証書に設定されている最低価格（1.3円/kWh）は、欧米の再生可能エネルギー証書価格よりも大幅に高く、日本企業の再生可能エネルギー証書活用の障害の一つとなっていたため、RE100等の再生可能エネルギー利用への要請を踏まえ、現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引下げや撤廃を検討し、速やかに措置する。</p> <p>e-2 また、今後創設される「再生可能エネルギー証書」についても、FIT電源か否かを問わず、一律に最低価格を設けないことも選</p> | <p>a: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>b: 市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す</p> <p>c: 令和3年度検討・結論</p> <p>d: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>e-1: 令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施</p> <p>e-2: 令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> | 経済産業省 |

|  |                                      |  |  |
|--|--------------------------------------|--|--|
|  | 択肢として、価格の在り方について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。 |  |  |
|--|--------------------------------------|--|--|

公正で競争的な電力市場に向けた制度改革

| 事項名      | 規制改革の内容  | 実施時期               | 所管府省  |
|----------|--|--------------------|-------|
| 容量市場の見直し | <p>&lt;内閣府案&gt;<br/> まず公開情報により容量メカニズムの必要性を明らかにした上で、上述の構造的措置による競争政策を徹底する。そのような措置がなされた上でもなお、真にアデカシーの不足が客観的根拠をもって明らかであり、また一般的な政策支援措置でだけでは供給力が不足する場合に限り、容量メカニズムの手段の一つとして容量市場を検討する余地があり、それらがなされない間は、容量市場は凍結する。</p> <p>仮に、容量メカニズム導入が必要とされることが認められる場合でも、戦略的予備力等との比較考量を十分に行った上で、低炭素基準の導入等により温室効果ガスの排出抑制に十分配慮するとともに、再生可能エネルギーのシステム統合に必要な柔軟性の評価、デマンドレスポンスの有効活用などがベースロード電源の温存に優先するよう再設計し、できる限り負担の少ないシンプルで小規模な制度とする。</p> <p>&lt;エネ庁案&gt;<br/> 電力自由化以降、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う市場価格の低下等により、発電を巡る事業環境が厳しくなる中、電源の休廃止が増加し安定供給へのリスクも顕在化してきている。昨年度の冬には需給ひっ迫が発生し、その検証の中でも、電源確保の必要性が確認された。容量市場については、こうした事情も踏まえつつ、初回オークション結果を受けて必要な見直しを行う。</p> <p>確実な供給力の確保、価格決定手法の抜本的な見直し、デマンドレスポンスのさらなる活用をはじめとした2050年カーボンニュートラルの実現にも整合的な措置等を検討・導入する。</p> | 令和3年度上期検討・結論・措置(P) | 経済産業省 |